

警報等発表時の対応の変更について（お願い）

令和8年5月29日より気象の警報などが変更になりました。それに伴い、警報発表時の本校の対応について、次のように行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 登校前に、次の警報が発表されている場合

<p>レベル5各特別警報 レベル4各危険警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報</p>	<p>①午前7時までに解除されない場合は、「臨時休業」とします。 ☆学校からの臨時休業の連絡は流しません。 ②午前7時までに警報が解除されても、保護者が危険であると判断した場合は、登校させずにその旨を学校に連絡してください。 その場合は欠席扱いとはなりません。</p>
--	--

2 登校後に、上記1の警報が発表された場合

- ①警報が発表された場合や発表が予想される場合は、学校長の判断により授業を打ち切り、下校路の安全を確認後に下校させます。
その際、下校時刻は生徒の安全面を考慮し、教育委員会等と協議し決定します。
- ②下校させる場合、スクールバスの運休や徒歩・自転車等での下校に危険性がある場合は学校で待機させます。その場合は、保護者のみなさまにお迎えをお願いすることがあります。
- ③生徒の安全を第一に考えての対応に努め、適宜メール連絡網でその旨を保護者に連絡します。

3 次の警報、注意報が発表されている場合

<p>レベル3各警報 レベル2各注意報 その他の各注意報</p>	<p>①原則として、平常通り「授業日」とします。 ②ただし、地域の地形や道路事情等によって、保護者が危険があると判断した場合は、登校させずにその旨を学校に連絡してください。その場合は欠席扱いとはなりません。 ③学校長の判断で「臨時休業」とする場合や、授業を打ち切り下校させる場合はメール連絡網で連絡します。</p>
--	---